

5 県市の税条例の概要

地方公共 団体名	三重県・滋賀県	鳥取県・岩手県	北九州市
概略図			
課税客体	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場における産業廃棄物の埋立処分
課税標準	最終処分場への搬入 当該産業廃棄物の重量 中間処理施設への搬入 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量
納税義務者	産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設へ搬入する事業者	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	最終処分業者及び自家処分事業者
同様の事例	_____	岡山県 広島県 青森県 秋田県 奈良県	_____